

新たに18歳を迎えたみなさまへ

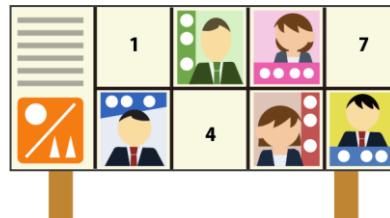
このたび、みなさまは選挙権年齢である 18 歳になられ、新しく選挙人名簿に登録されましたので、選挙権ができました。

選挙権ができると、次の選挙（「1. 今後に予定される選挙一覧」 参照）から投票所入場券が発行され、投票することができるようになります。そこで、初めての選挙がよりわかりやすいものとなるよう、「2. 投票のしかた (Q&A)」についてお知らせします。

今、世の中はめまぐるしい勢いで変化しています。皆さん一人ひとりの一票の積み重ねで、よりよい社会を築いていきましょう。

令和7年12月1日

西条市選挙管理委員会
西条市明るい選挙推進協議会



1. 今後に予定される選挙一覧

執行予定期間（任期満了月）	選挙名
令和8年11月（任期満了）	愛媛県知事選挙
令和9年4月（任期満了）	愛媛県議会議員選挙
令和10年7月（任期満了）	参議院議員通常選挙
令和10年10月（任期満了の場合）※	衆議院議員総選挙
令和10年11月（任期満了）	西条市長選挙
令和11年2月（任期満了）	西条市議会議員選挙

※衆議院は任期満了前において解散した場合、解散から40日以内に総選挙が行われます。

2. 投票のしかた (Q & A)

Q1 投票はいつ、どこで？

A1 投票日に、あなたの住所地の投票所で投票します。

（●投票所の施設名は、投票所入場券に表示されています。）



Q2 投票所へ持参するものは？

A2 投票所入場券

（●ご家族分と併せて郵送されます。切り離してあなたの分をご持参ください。）

Q3 投票する時間は？

A3 午前7時から午後8時まで

（●山間部（加茂・大保木・桜樹地区の一部）の投票所は、時間短縮予定です。）



Q4 投票所ではどのようにすれば？

A4 投票の手順は次のとおりです。

- ① 受付係へ投票所入場券を渡し、選挙人名簿に登録されていることの確認を受けます。
(●投票所入場券を紛失または忘れたときは、本人かどうかの確認をした上で、手書きの投票所入場券を発行します。)
- ② 投票用紙を受け取り、投票記載所へ向かいます。
- ③ 投票記載所で、投票用紙に選びたい候補者名等（記載する内容は次のとおり）を1人（または1つ）書きます。
(●候補者名等は一覧表にして記載台に掲示しています。)

選挙の種類	記載する内容
衆議院比例代表選出議員選挙	政党名
参議院比例代表選出議員選挙	政党名または候補者名
国民審査（最高裁判所裁判官）	罷免を可とする者に「×」
それ以外の選挙	候補者名

- ④ 投票箱に投票用紙を入れます。これで投票は終了です。

Q5 仕事や旅行等で、投票日に投票ができない人は？

A5 「期日前投票」等ができます。

(●投票できる期間・場所等は、投票所入場券・啓発チラシ等でお知らせします。)

Q6 仕事や旅行等で市外にいるため、西条市で投票ができない人は？

A6 「不在者投票」ができます。投票の手順は次のとおりです。

- ① 「不在者投票請求書兼宣誓書」を、市公式ホームページから印刷してご使用いただくか、電話等で西条市選挙管理委員会から取り寄せます。
(●公示（告示）日前でも請求できます。)
- ② 「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入して、西条市選挙管理委員会へ郵送します。
(●マイナポータル「ぴったりサービス」を利用したオンライン請求も可能です。
電子メール、ファクスでの請求はできません。)
- ③ 後日、西条市選挙管理委員会から「投票用紙」があなたの元へ郵送されます。
(●投票用紙の入った封筒は絶対に開封しないでください。)
- ④ 送られてきた「投票用紙」の入った封筒を持って、滞在地の選挙管理委員会へ行き、そこで投票用紙に記入し、投票します。
(●事前に「投票用紙」へ記入した場合は、無効になります。)
- ⑤ 滞在地の選挙管理委員会から西条市選挙管理委員会に投票用紙が郵送されます。
(●郵送に時間をおこすので、お早めにお手続きください。)

【お問い合わせ先】
西条市選挙管理委員会
TEL (0897) 52-1263

